

大牟田ビンテージのまち株式会社

定 款

1. 総 則

(商号)

1. 当社は、大牟田ビンテージのまち株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) まちづくり事業、地域活性化事業及びそれらに関するコンサルタント業務

(2) 不動産の賃貸借及び管理業務

(3) 不動産コンサルタント業務

(4) 飲食店の経営

(5) パーティー、イベント等各種行事の企画及び運営

(6) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡県大牟田市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

2 当社の株主が、当社の株式を譲渡により取得した場合は、当社が承認したものとみなす。

3 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第8条 当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は、取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社規定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2項に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は 当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株主質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会決議事項)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、株主総会の日の3日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。複数の取締役を置く場合は、取締役の過半数の決定により、取締役社長がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定める順序により他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは、出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の議決は、法令又は定款の別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときには、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又はその代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において10年間備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、3名以内とする。

(代表取締役)

第23条 当会社が取締役が2名以上いるときは、株主総会の議決によって代表取締役1名を定めるものとする。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。取締役が1名のときは、その取締役を社長とする。

3 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(取締役の選任)

第24条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第25条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第27条 取締役が報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1期とする。

(剰余金の配当等)

第29条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株式名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当金を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、あらかじめ公告して基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金30万円とする。

2 当社の設立に際して発行する株式の数は30株、それと引換えに払い込む金額の額は、1株につき金1万円とする。

(成立後の資本金の額)

第32条 当社の成立後の資本金の額は、金30万円とする。

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成26年9月30日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第34条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 富山 博史 吉原 勝己 村田仁

設立時代表取締役 富山 博史

(代表取締役の住所・福岡県大牟田市本町1丁目5番地17 第三カンカンビル201号)

(発起人の氏名及び住所)

第35条 発起人の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡県大牟田市本町1丁目5番地17第3カンカンビル201号 富山 博史

福岡市中央区清川2丁目4番29-410号 吉原 勝己

福岡県大牟田市浄真町85番地 コアマンション浄真町406号 村田仁

(発起人が割当を受ける株式の数及び払込金額)

第36条 発起人が割当を受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換え に払込む金銭の額は、次のとおりである。

富山 博史 10株 金 10万円

吉原 勝己 10株 金 10万円


村田仁 10株 金 10万円


(定款に定めのない事項)

第37条 定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、大牟田ビンテージのまち株式会社設立のため、この定款を作成し、各発起人が次に記名押印する。

平成26年5月19日

発起人 富山 博史 

発起人 吉原 勝巳 

発起人 村田 仁 